

## 第11回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月18日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和 3 年 11 月 18 日 (木) 午後 2 時 00 分～3 時 40 分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員 (17 人)          職務代理者 19 番 塩野目 富夫 委員：2 番 田中 雄二、3 番 栗野 隆夫、4 番 仲澤 清一、5 番 興野 礼子、6 番 大野 覚文、7 番 齋藤 勉、8 番 川上 恵、9 番 関 閣夫、10 番 小川 雄三、11 番 奥畑 智子、12 番 小川 祥一、13 番 中村 東、15 番 石岡 幸雄、16 番 荒井 喜代子、17 番 黒須 明、18 番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員 (2 人) 1 番 越雲 宏、14 番 堀江 恒夫 委員</p> <p>5. 出席推進委員 (0 人)</p> <p>6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について          日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について          日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について          日程第 4 議案第 3 号 空き家に付属した農地の指定申請について          日程第 5 議案第 4 号 非農地証明願出による現況地目の認定について          日程第 6 議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画(第 2 3 5 号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長 (相ヶ瀬)	ただいまから令和 3 年 第 11 回総会を開会いたします。それでは、塩野目職務代理にご挨拶をお願いいたします。
職務代理 (塩野目)	< 開会前のあいさつ >
事務局長 (相ヶ瀬)	本日、1 番 越雲 宏 会長 及び 14 番 堀江 恒夫 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19 名中 17 名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長欠席のため、以後の議事進行は塩野目富夫職務代理をお願いいたします。
議長 (塩野目)	直ちに会議を開きます。 ( 午後 2 時 00 分 )
事務局長 (相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	<p>&lt; 経過報告を朗読 &gt;</p>
議長	<p>これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員は 15 番 石岡 幸雄 委員、16 番 荒井 喜代子 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>それでは、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
議長	<p>&lt; 議案第 1 号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、2 番 田中 雄二 委員にお願いします。</p>
2 番 田中 雄二 委員	<p>11 月 13 日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稲、花き、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 2 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号 1 についての報告が終わりましたので、ここで一旦休憩に入り、整理番号 1 に関する新規就農者に対しての合同委員会を開催いたします。</p> <p>休憩いたします。（午後 2 時 10 分）</p>

議長	<p>&lt; 新規就農者に対して、合同委員会を開催した &gt;</p> <p>総会を再開いたします。（ 午後 2時 30分 ）</p> <p>まずは、議案第 1 号、整理番号 1 について、報告と合同委員会による説明及び内容報告を鑑み、審議したいと考え、質疑を行います。</p>
議長	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 につきましては異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、次に整理番号 2 から続けて報告をお願いいたします。整理番号 2 番について、6 番 大野 覚文 委員にお願いします。</p>
6 番 大野 覚文 委員	<p>11 月 14 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約 0.8 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号 3 番について、10 番 小川 雄三 委員にお願いします。</p>
10 番 小川 雄三 委員	<p>11 月 16 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人の</p>

<p>(10 番 小川 雄三 委員)</p> <p>議長</p>	<p>みの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号 4 番について、12 番 小川 祥一 委員にお願いします。</p>
<p>12 番 小川 祥一 委員</p> <p>議長</p>	<p>11 月 12 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 4 のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン。取得地への通作距離、約 10 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号 5 番、6 番、7 番について、13 番 中村 東 委員にお願いします。</p>
<p>13 番 中村 東 委員</p>	<p>11 月 11 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 5 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機。取得地への通作距離、約 0.05 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 11 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 6 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約 0.6 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利</p>

<p>(13 番 中村 東 委員)</p> <p>議長</p>	<p>取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 11 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 7 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 12 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機。取得地への通作距離、約 0.7 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号 8 番、9 番について、16 番 荒井 喜代子 委員にお願いします。</p>
<p>16 番 荒井 喜代子 委員</p> <p>議長</p>	<p>11 月 10 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 8 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離、約 0.8 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 10 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 9 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、里芋、大根、落花生。農業従事年数及び農業形態、約 55 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約 0.3 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30 アール又は 20 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>9 番 関 閣夫 委員</p> <p>整理番号 8 番と 9 番の農地が隣り合っていて続きになっていますが、別々の人に売った意味はあるのでしょうか。</p>

16番 荒井 喜代子 委員	<p>もともとは3筆の農地を●●●氏が耕作していました。今回2筆を●●●氏が買い、あと1筆は●●●井氏が買うという結果になったのは、●●●氏がその上の田を所有していたので、売って下さいということになったそうです。その結果、2筆と1筆で別々に売る申請になったようです。</p>
議長	<p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2から9につきましては、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2から9につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査員の報告の前に、事務局から補足説明があるようなのでお願いいたします。</p>
事務局長（相ヶ瀬）	<p>&lt; 整理番号1についての補足説明や土地利用対策審議会幹事会の簡略化についての説明 &gt;</p>
事務局（雫）	<p>&lt; 整理番号4についての補足説明 &gt;</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、16番 荒井 喜代子 委員にお願いします。</p>
16番 荒井 喜代子 委員	<p>11月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田・畑、西が道を挟んで田、南が田、</p>

<p>(16 番 荒井 喜代子 委員)</p>	<p>北が田。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,418 m<sup>2</sup> 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 264 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 2 月 28 日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 16 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで畑・宅地、南が道を挟んで田、北が道を挟んで畑・宅地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、20 年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と●●●のアパートで生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について義父から借りられることになり申請に至った。転用面積 331 m<sup>2</sup> 一般住宅 木造 2 階建 建築面積 87.98 m<sup>2</sup>、進入路 北西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道、排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 3 番、4 番について、15 番 石岡 幸雄 委員をお願いします。</p>
<p>15 番 石岡 幸雄 委員</p>	<p>11 月 16 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・原野、西が道を挟んで畑、南が畑、北が宅地。同意書、東側と南側の所有者には同意書あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、畜産業を営んでいるが、平成 10 年頃に牛舎に敷き詰めるオガクズの置場が不足したため、牛舎に隣接する申請地を賃借し、オガクズ倉庫を建築した。今後も引き続きオガクズ倉庫として使用するため、申請地を取得できることになったが、賃借を開始した際に農地法の手続きを行っていなかったことに気づいたため、申請に至った。始末書あり。転用</p>

<p>(15 番 石岡 幸雄 委員)</p>	<p>面積 600 m<sup>2</sup> オガクズ倉庫 鉄骨造平屋建 建築面積 99.00 m<sup>2</sup>、進入路 西側、代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明 金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 16 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・原野、西が道を挟んで宅地・雑種地、南が宅地、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●の寺院であるが、寺への進入路が狭くバスが境内に進入できないため駐車場の新設を計画し、寺の入口に近い申請地を取得できることになり申請に至った。転用面積 295 m<sup>2</sup> 駐車場 バス 3 台。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 2 月 27 日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 5 番、6 番について、3 番 栗野 隆夫 委員にお願いします。</p>
<p>3 番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>11 月 16 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで雑種地、南が畑・宅地、北が道を挟んで宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、旅館業・飲食業等を営んでいるが、●●●にて事業を行うにあたり駐車場の設置および敷地拡張を計画し、敷地に隣接する申請地を取得できることになり申請に至った。転用面積 1,041 m<sup>2</sup> 駐車場 普通車 16 台、マイクロバス 2 台、宅地拡張 庭。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 6 月 30 日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>(3番 栗野 隆夫 委員)</p>	<p>11月16日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路と道を挟んで畑、西が道を挟んで畑、南が水路と道を挟んで畑、北が水路を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、30年間。転用計画、転用事業者は、現在、両親と妻と子と妻の実家で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について親族から借りられることになり申請に至った。転用面積 453㎡ 一般住宅 木造2階建 建築面積 68.73㎡、進入路 西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年12月1日から令和4年4月20日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、整理番号1については、土地利用対策審議会の協議終了となる時点まで許可を保留し、協議終了が証明され次第許可とし、整理番号2から6は申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1につきましては土地利用対策審議会の審議対象案件となっておりますので、協議終了証明が成された後許可とし、整理番号2から6までの案件につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局(糸井)</p>	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員にお願いします。</p>

<p>6 番 大野 覚文 委員</p>	<p>10月25日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。登録予定住所、大桶●●●番地●●●。案内図、有。登記簿謄本、有。公図 写し、有。農地の現況状況、現況、今の状態、耕作の不可。面積要件 計30アール未満、可。2筆合計88.00㎡。指定申請理由、申請人は相続により、空き家バンク登録予定物件を得たが、管理困難のため、必要とする者に譲ろうとしたところ、農地が付随していることが判明し、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局長（相ヶ瀬）</p>	<p>&lt; 事務局から補足説明 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第3号「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、代読 事務局 糸井氏 をお願いします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>申請人、申請地は 議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、関係人から聞取、現地を見て確認。土地の履歴、令和2年父から相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約37年。昭和51年から隣接地への住宅建築に伴い、申請地の一部に庭木植栽。昭和59年から退職を機に、全体に庭木を植栽、庭として引続き使用。令</p>

(事務局 (糸井) )	和 2 年に申請人が相続した際、庭木はほぼ伐採したが、切株が残った状態で現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。以上、代読です。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 2 3 5 号) の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (雫)	議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画 (第 2 3 5 号) の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画 (第 2 3 5 号) については、新規 9 件 更新 32 件です。利用権の設定を受ける者 22 名、利用権を設定する者 38 名です。利用権の設定面積は、166, 822 m <sup>2</sup> です。令和 3 年度 累計は、827, 261 m <sup>2</sup> です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和 3 年 11 月 30 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >

議長	<p>異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 5 号）」のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 5 号）の承認について」は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3 時 40 分 ）</p> <p>上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 3 年 11 月 18 日</p> <p>議 長</p> <p>15 番</p> <p>16 番</p>